

支援利用までの流れ

介護給付等を希望する場合
訓練等給付を希望する場合

サービス利用の申請
※市町村の障害福祉担当窓口や相談支援窓口にご相談。サービスの利用を希望する場合は、市町村の障害福祉担当窓口へ申請。

心身の状況に関する 106 項目の調査

介護給付等を希望する場合

障害程度区分 1 次判定

医師の意見

審査会
障害程度区分 2 次判定

障害程度区分の認定

※非該当、区分 1～区分 6 の認定が行われる。尚、区分は数が多い程必要度は高くなる。

訓練等給付を希望する場合

・ 勘案事項の調査 (地域生活・就労・日常生活・介護者・居住)
・ サービスの利用意向の聴取

※サービス等利用計画案は指定特定相談支援事業者が作成しますが、申請者自身による作成も可能です。

※暫定支給決定不要の報告書・採用予定確認可能書類・アセスメント票を提出すれば左記のプロセスを踏まない市町村有り。

暫定支給決定

個別支援計画

支給決定 (サービス受給者証)

サービスの利用

※暫定支給決定をしない事業所はサービス利用が始まって 1 か月以内に個別支援計画を市町村に提出する。

利用者の相談を受け、市へサービス利用申請をする。障害者福祉調査員が、認定調査 (アセスメント) を実施する。

かかりつけ医に申請者の心身の状態、特別な医療などの意見を求める。※市町村が依頼します。

認定調査の結果に基づき、障害程度区分 1 次判定、審査会で 2 次判定を実施し、その程度に基づき、市は障害程度区分を認定し通知する。

同行援護の場合、別途同行援護アセスメント調査票によるアセスメントを行う。但し身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関する 106 項目のアセスメント、障害程度区分の一次判定、二次判定【審査会】、障害程度区分の認定は行わない。

市はサービス利用の意向を聴取し、支給決定を行い、決定通知・受給者票を送付する。

決定通知を受けた利用者は、事業者とサービス利用契約を結び、サービス提供を受け、利用者負担金を事業者を支払う。

事業者は市へ公費負担分を請求し、市は事業者へ支払う。